

政府情報システムの整備の在り方に関する研究会（第 6 回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年1月26日(火) 10:00~11:40
- 2 場 所 中央合同庁舎7号館 共用第2特別会議室
- 3 出席者
 - (1) 構成員（敬称略、五十音順）
宇賀構成員、大山座長、奥村座長代理、座間構成員、平本構成員、村上構成員
 - (2) オブザーバ
内閣官房情報通信技術（IT）担当室、同情報セキュリティセンター、人事院職員福祉局、総務省行政管理局、同自治行政局、同情報流通行政局、同統計局、財務省主計局、同理財局、同会計センター、経済産業省商務情報政策局
- 4 議事概要
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 研究会ワーキング・グループにおける検討状況報告
資料 6-1 に基づき、座間構成員より研究会ワーキング・グループにおける検討状況について報告があった。
 - ② データ連携の考え方について
資料 6-2 に基づき、事務局よりデータ連携の考え方について説明があった。
 - ③ 自由討議
詳細は別記
 - (3) その他
事務局より次回会合の予定等について説明があった。
 - (4) 閉会
- 5 自由討議
 - ・ TRM へのマッピングがされているが、一部しか書きこまれていない。サンプル調査は全て完了しているのか。
→ 今回の報告の範囲では終わっている。個別アプリケーション、基盤アプリケーションに位置するものについては、全てを書きこんでいないだけである。
 - ・ 「仮想化技術等を活用することで、より効率的に可用性、信頼性を向上させること

が可能」とあるが、「可能」であることと「実際に実現する」ということは違うのではないか。

→ 製品ベースで考えた場合、可能であるという分析はできるが、実際に額面通り動作するかといったところについて 100%は保障できない。

- ・ 良いことがたくさん書いてあるが、やってみるとなかなか難しいということがよくある。もう少し個別具体的な調査をしていかなければ、そのあたりが見えてこないのではないか。

→ CIO 補佐官も、最適化の取組の中でそのような苦勞をしている。あくまで、現状から見ると将来的にはこうなるはずだという分析であり、移行の過程において変化していくことは十分あり得る。システムのライフサイクル等も踏まえ、現実的に考える必要がある。

- ・ 原則だけではなく、技術的、経済的、制度的に何が課題となり得るか、チェック項目を整理することが必要ではないか。

→ チェック項目はたくさん出てくるが、優先順位付けをすることが重要。金と時間をかければできることでも、費用対効果を考慮し、優先順位を付けていかなければならないところもある。

- ・ 統合・集約化ありきで考えることは危険。多機能になればなるほど、経費が高くなることもある。大事なものは業務フローの明確化ではないか。各府省の差分を極力なくしていくような努力がないと、次のシステム更改の際にそこが障害になる危険性がある。

- ・ 韓国では、データベース統合というのを強かに推し進めた。データベースが少なくなればシステムの全体数も減る。各府省のシステムを繋ぐという発想だけでなく、システムを減らすという発想も必要ではないか。ただし、データベースの統合となると各業務や法令等の様々な要素が関係してくるため、本研究会では先に繋がるような道筋を示せば良いのではないか。

- ・ データ連携の考え方として、システムの一元化とマスターデータの一元化の話があるが、どちらをすべきかという判断基準はあるのか。

→ 目的は一緒であり、方法論の違いである。データベースの一元化のためにどれほどのコストを費やせるか、どれほどの期間を費やせるかというところ。本質的な違いはない。

- ・ マスターデータの一元化といった場合、韓国のようにマスターをそれぞれ分散して管理するといった考え方もあるが、その一方で、(責任をどこが持つかという議論はあるが、) どこかで一元的に持つという考え方もあるのではないか。

→ フランスの例であるが、各府省で同様の業務をやっているのであれば、データベースと業務の統合を一緒に行うという考え方はある。

- ・ データ連携を考える際には、EA を踏まえ、業務の在り方、システムの在り方を根本

から見直す必要があるのではないか。

- 府省共通システムをサンプル調査の対象としており、元々そのような発想があるのは事実。
- 人事・給与や旅費といった各府省共通的な業務については、すでに取組が進められているところ。次の段階として、業務自体の重複を見直すという話になると、省庁再編といった大きな議論になってくるため、本研究会の範疇を超えてしまうのではないか。
- 米国では各府省の HP アクセスを解析できるフリーソフトがあるが、このような小さなニーズは色々ある。簡単な成果を見せるという観点からは、小さなことに取り組むということも有効ではないか。
- ・ 効果試算にあたっては、サンプル調査対象システムだけではなく、全体としての効果にまで言及できると良いのではないか。
 - 抽象的な数字が一人歩きすることは危険。政府全体の調査を実施し、注を付けながら進めていくことが必要ではないか。
- ・ 業務やシステムの共通化については、省庁再編までしなくてもできることはたくさんあるのではないか。政府全体として、強力に推し進めることが必要でないか。
 - 企業の場合でも、認証やスケジューリングといった部分を共通化するのが第 1 ステップ、社内の情報を共有することで業務やサービスの質を向上させるのが第 2 ステップ。本研究会では、そういった質の向上にどう繋げていくかという頭出しまではできるのではないか。
- ・ データ連携における制度上の担保としては、まずは、行政機関個人情報保護法の関係が考えられる。最初に考えるべきは目的の特定の仕方であり、法律上できる限り具体的に目的を特定しろとは言っているが、必ずしもできる限り狭く特定しろと言っているわけではない。行政機関個人情報保護法 8 条では、相当の理由があれば府省間での相互利用を認めているが、そもそも関連する業務に利用するということを初めから目的として特定しておけば、それは目的外利用ではなくなるのではないか。もう 1 つ、守秘義務の問題がある。一般的に日本の省庁では守秘義務を厳格に捉える傾向にあるが、違反に対しては刑罰が科されるわけであり、犯罪の構成要件は厳格に解すべきである。そもそも行政機関個人情報保護法 8 条で目的内の利用を許容しているものについて、国家公務員法 100 条でいう秘密を漏らすという構成要件に該当するとは考えにくい。守秘義務はデータ連携の大きな障壁と考えられているが、実はそれほど大きな問題とは言えないのではないか。
- ・ 業務の目的外か目的内かの線引きを明確にすることが必要ではないか。また、目的内の利用か否かをチェックできるような仕組みが必要ではないか。
- ・ 出先機関が個別に持っているサーバ等についても、統合・集約化の対象としたほうがより大きな効果が見込めるのではないか。

- ・ 原本管理という観点から、何かしらの検討はされているのか。
 - 総務省において一元的な文書管理システムを整備しており、それに併せて管理規則も整備しているところ。また、公文書管理法も成立し、本年4月あたりから具体的なガイドラインの検討が始められる予定。
 - 米国のカンファレンスでも、原本性が話題となっていた。特にシステムのリフレッシュ時が問題との認識。そのあたりのルール作りはまだ途上であり、今後の課題。また、電子文書が蓄積されるのに伴い、管理するシステムのコストも増える。そういうことも含めた予算措置についても考えていく必要があるのではないか。
- ・ 統合集約化にあたって、職員の心理的不安という要素は大きい。それを解消するための手立てはいろいろあるが、リスクとコストはトレードオフの関係とも言え、どこまでの対策をするとどれだけのコストがかかるのかといったところを明確にすることが必要ではないか。
- ・ 実現に向けての具体的なスケジュールはどのように考えているのか。
 - 研究会では全体のビジョンやフレームワークを検討。研究会の結果を踏まえ、22年度以降、各府省との協議を進めつつ、効果等も含めた詳細を詰めていく予定。
- ・ 韓国においては、民間とのデータ連携で大きな成果を上げているようだ。22年度以降、データ連携のニーズを具体的に調査する際には、民間や地方公共団体も含めたニーズを把握すべきではないか。その上で、まずは国からというアプローチが良いのではないか。
- ・ 国民から見た場合、国も地方も関係ない。別途、自治体クラウドの検討も進んでいるかと思うが、別々にではなく一体的に検討を進めていくことが必要ではないか。